

目 次

発刊にあたって	保団連理事 経営税務部部長 太田 志朗 ……	1
巻頭論文		
医療機関の雇用問題と賃上げ、魅力ある医院作り		
	特定社会保険労務士 加藤 深雪 ……	4
2025年度税制改正大綱のポイント		10

第1章 医療所得計算と日常業務

1. 確定申告のあらまし	13	2. 帳簿と資料の整理、保存	14	3. 所得計算のポイント	25		
4. 収入金額	25	5. 必要経費	28	6. 合計残高試算表の作成	34	7. 決算整理	36
8. 減価償却	37	9. 損益計算書の作成	47				
〈措置法の選択〉							49
措置法の選択 例Ⅱ及び例Ⅲ	50	措置法の選択 例Ⅳ	55				

第2章 共済制度と税金

〈保険医年金と税金〉							58
1. 保険医年金加入と税金	58	2. 一時金受け取りと税金	58				
3. 年金受給と税金	60	4. 加入者の死亡と税金	62	5. 保険医年金受給者の死亡	63		
〈保険医休業保障共済保険と税金〉	64	1. 拠出金(保険料)	64	2. 受け取り(給付金)	64		
〈グループ生命保険等と税金〉							66
1. 保険料(加入中)	66	2. 受け取り	66				

第3章 消費税

1. 消費税の課税事業者かどうかの判定	70	2. 消費税の基本的な仕組み	73
3. 消費税等の計算の基本	75	4. 軽減税率の導入に伴う記帳の留意点	79
5. 医療機関の「損税」解消は急務	80		

第4章 開業・承継・閉院

〈開業にあたって〉							83
1. 開業時に準備する届出書類と期限	83	2. 開業資金をめぐる税務問題	84				
3. 開業準備費用について	86	4. 顧問税理士を依頼する場合のポイント	87				
〈承継時の税務〉							89
1. 保険医・保険医療機関の異動・取消などの届出	89	2. 親子間承継の留意点	90				
3. 第三者承継の留意点	95	4. 医療法人の承継	95	5. 事業承継税制	96		
〈閉院〉							98
1. 医療法、健保法上の諸手続き	98	2. 記録の保存、医師賠償責任保険	98				
3. 労働保険・社会保険の手続き	99	4. 税務上の諸手続き	99				

第5章 相続税・贈与税

〈相続税の基本事項〉							101
1. 民法と相続税	101	2. 相続の優先順位	104	3. 死後に争いを残さないために	105		
4. 課税価格とは	108	5. 相続税の財産評価	110	6. 相続税の計算	112		
7. 相続税の申告と納付	114	8. 納税資金の確保	115				
〈相続税の調査〉							118
1. 預金、株式等の実質所有者は誰か	118	2. 相続税調査の現場より	118				
〈贈与税〉							120
1. 贈与税とは	120	2. 贈与税の申告期限	120	3. 暦年単位課税による贈与税の留意点	120		

4. 暦年単位課税による贈与税の税額計算のしくみ	121	5. 相続税との関係	122
6. 一括贈与に係る贈与税の非課税措置	123	7. 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置 (2024年～)	124
〈相続税・贈与税の相続時精算課税制度〉		126	
1. 相続時精算課税制度の概要	126	2. 適用対象者は親から子ども・孫への贈与	126
3. 制度の選択には贈与税の申告が必要	126	4. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例	127
5. 相続税課税時に加算する財産の価額	127	6. 相続時精算課税制度を利用する際の留意点	127

第6章 スタッフの税務と給与実務の留意点

1. 源泉徴収	129	2. 給与の源泉徴収の実務	130	3. 賞与の源泉徴収	139
4. 年末調整	139	5. 報酬、料金等に対する源泉徴収税額	140	6. 申告書等の保存	141
〈パート・アルバイト給与の留意点〉		142			
1. 年収103万円以下のパート、アルバイトの源泉徴収	142				
2. 本人、配偶者の所得税や社会保険への影響	143		3. 住民税の徴収	143	
〈スタッフ雇用上の留意点〉		146			
1. 健康保険と厚生年金	146	2. 労働保険	147	3. 労働保険の実務	148

第7章 勤務医師の税務

1. 勤務医師と確定申告	150	2. 給与所得の計算方法	151	3. 特定支出控除について	156
--------------	-----	--------------	-----	---------------	-----

第8章 地方税の計算

1. 住民税	160	2. 事業税	162	3. 固定資産税	163	4. 償却資産税	164
--------	-----	--------	-----	----------	-----	----------	-----

巻末資料

〈確定申告書の作成〉

譲渡所得の留意点	168
不動産所得の留意点	171
申告書の作成	171
所得控除	173
医療機関の収入に関する課税関係	186
所得の種類と留意点	192
2024 (令和6) 年分 各種税率	199

〈税務調査関連〉

来署依頼の文書が来たら	201
「質問応答記録書」について	202
「税務代理権限証書」へのチェックは慎重に	203
納税者支援調整官への苦情制度を活用しましょう	204
財産債務調書を用いた調査にご注意下さい	204
税務調査チェックシートのご活用を	205
〈税務調査 事前通知チェックシート〉	206
〈税務調査 終了通知チェックシート〉	207

巻末綴じ込み資料

〈確定申告書の記載例〉〈財産債務調書〉〈控除額等計算一覧表〉
〈税務調査 対応の心得 10のポイント〉

監修 税理士法人コンフィアンス代表社員税理士 益子 良一 (保国連顧問税理士)

9 損益計算書の作成

計算書を下記のように作成しました。措置法を選択するか実額を選択するかはこのような決算書を作成した上で判断します。

A 歯科医院では2024（令和6）年分の損益

例1 決算例 「令和6年分所得税青色申告決算書（一般用）」 A 歯科医院

損 益 計 算 書（自1月1日 至12月31日）

科 目		決算額	科 目		決算額	科 目		決算額
収入金額 ①		46,857,880	消耗品費 ⑰	経費	508,256	貸倒引当金 ⑳		
売上原価	期首棚卸高 ②	400,000	減価償却費 ⑱		1,735,915			㉔
	仕入金額 ③	3,857,201	福利厚生費 ㉑		632,504			㉕
	小計 (②+③) ④	4,257,201	給料賃金 ㉒		4,126,100			㉖
	期末棚卸高 ⑤	590,000	外注工賃 ㉓			計 ㉗		
	差引原価 ⑥	3,667,201	利子割引料 ㉔		670,496	専従者給与 ㉘		3,600,000
差引金額 (①-⑥) ⑦		43,190,679	地代家賃 ㉕		3,346,780	貸倒引当金 ㉙		
経費	租税公課 (注) ⑧	25,500	貸倒金 ㉖					㉚
	荷造運賃 ⑨		図書研究費 ㉗		205,590			㉛
	水道光熱費 ⑩	474,649	諸会費 ㉘		497,443	計 ㉜		3,600,000
	旅費交通費 ⑪	537,142	保険技工料 ㉙		2,653,810	控除前の所得 ㉝		18,012,483
	通信費 ⑫	772,591	自費技工料 ㉚		1,693,680	(㉝+㉗-㉜) ㉞		
	広告宣伝費 ⑬	480,485	リース料 ㉛		560,325	青色特別控除 ㉟		550,000
	接待交際費 ⑭	1,015,365	衛生管理費 ㉜		539,438	所得金額 ㊱		17,462,483
	損害保険料 ⑮	80,810	雑費 ㉝		870,226	(㊱-㉞) ㊲		
	修繕費 ⑯	151,091	計 ㉞		21,578,196	保険収入		37,058,620
			差引金額 (⑦-㉞) ㉟		21,612,483	自費収入		8,363,860
						雑収入		1,435,400

(注) 租税公課は、事業税の支払いです。

(1) 実額計算の特徴

①保険診療収入は実額で

保険診療の収入金額は「点数×10円+単独公費負担医療」で理論値が算出されますが、未収金を含め実際に確定した収入金額を計上します。

必要経費も実際に支払いが確定した金額で計算します。措置法の概算経費率で計算した経費よりも実際に支払った経費の方が多い場合は、当然実額で計算することになります。開業した年や人件費、テナントの家賃が高額

である場合には措置法を選択する余地がないかもしれません。

※実額計算では、「点数×10円+単独公費負担医療」で計算した金額よりも少なくなるのが通例です。しかし、差額が大きい場合は原因を究明しましょう。

②青色申告の特典を活用

青色申告の場合は、①あらかじめ税務署長に届けた範囲の専従者給与、②医療機器などの特別償却、③青色申告特別控除（65万円または55万円もしくは10万円）という三大特典

を活用できます。

とくに、専従者給与の額がポイントです。所得税は超過累進課税ですから、所得を分散した方が節税になります。決算後、翌年の専従者給与を上げるか、下げるかの判断も重要です。

また、新規開業などで赤字が出た時には次年度以後3年間繰り越して次年度以後の所得と相殺することができます。

※白色申告の場合には特典といえるものではありません。

(2) 保険収入が5,000万円超の場合

保険収入が5,000万円以下でも医業収入総額（新型コロナウイルス感染症関連補助金・支援金等の雑収入を除く）が7,000万円を超えたり、保険収入が5,000万円を超えた場合は、「措置法」が適用できませんので、青色専従者給与を高め（あくまでも適正額）に設定して所得の分散をはかることが節税の決め手になります。

次のような規模の医院を例に効果を確かめてみましょう。

例) 保険収入5,800万円、自費収入1,000万円、
合計収入6,800万円
経費合計4,700万円、専従者給与600万円、
所得金額1,500万円の場合

◎専従者給与を採用した場合の節税効果

所得金額1,500万円の税金は、所得控除後に所得税率（33% - 1,536,000円）で所得税を算出し、住民所得控除後に住民税率（10%）

で住民税を算出します。また、所得税に税率2.1%を乗じて、復興特別所得税を算出します。院長の家族や各控除に差がありますが、所得控除200万円（住民税180万円）として計算しますと所得税は2,754,000円、住民税は約132万円、復興特別所得税は57,834円で院長の税金合計は4,131,800円になります。

専従者給与600万円の税金は、給与所得控除（20% + 44万円）と所得控除（約60万円）を差し引いて376万円に所得税率（20% - 427,500円）、住民税率（10%）、また、所得税に税率2.1%を乗じて、専従者の税金合計は707,300円になります。

院長税額4,131,800円 + 専従者税額707,300円
= 税金合計 4,839,100円…………… (A)

◎専従者給与を採用しない場合

所得金額は2,100万円になります。

所得金額2,100万円の税金は、所得控除（200万円）後に所得税率（40% - 2,796,000円）で所得税を算出し、住民所得控除（180万円）後に住民税率（10%）で住民税を算出します。また、所得税に税率2.1%を乗じて、復興特別所得税を算出します。

所得税4,804,000円 + 住民税1,920,000円 + 復興特別所得税100,844円
= 税金合計 6,824,800円…………… (B)

(A) と (B) との差額は約198.6万円。これだけ節税になります。

※専従者給与は労働の対価として「相当な額」が重視されますので、否認されないよう説明できることが大切です（31頁参照）。

措置法の選択

●4つの計算方式から選択●

※措置法の選択
9 損益計算書の作成

(1) 実額計算の特徴

(2) 保険収入が5000万円超の場合

例Ⅰ 実額経費の所得計算（前記47頁参照）

（青色申告＝例Ⅰの決算例）

実額の所得計算は①医療収入が7,000万円を超えた医療機関、②保険診療収入が5,000万円を超えた医療機関、③四段階経費より実額経費が多い場合に適用します。必要経費を正確に記帳し、青色申告の特典などを活用すると必要経費が多くなり、節税につながります。しかし、税務調査で経費チェックがあります。

例Ⅲ 経費按分の所得計算（50頁参照）

（青色申告＝一般的な措置法適用）

実際に支出した経費を、保険部分と自費部分にそれぞれの収入割合で按分して自費経費を算出し、保険経費は四段階経費で計算した金額が必要経費です。措置法適用者の多くはこの方式を選択しています。

例Ⅱ 固有経費の所得計算（50頁参照）

（青色申告＝自費経費を抽出）

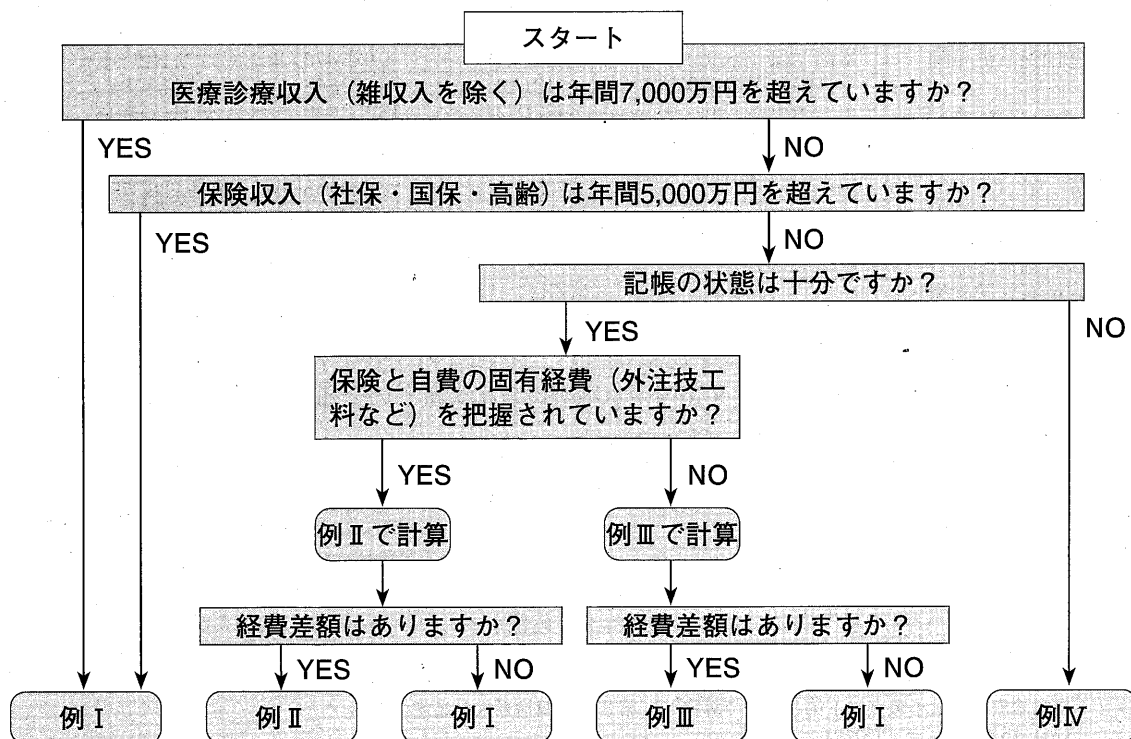
保険と自費の経費を按分する方式ですが、自費経費を抽出して節税する方式です。自費の固有経費及び保険の固有経費を抽出して計算し、共通する経費は収入按分して計算します。

例Ⅳ 標準経費の所得計算（55頁参照）

（白色申告・記帳なし方式）

白色申告者も記帳義務化され、記帳にもとづく所得計算を原則にしていますが、やむを得ない事情で記帳できない場合にこの方式を利用することになります。保険は四段階経費、自費は標準経費と特別経費の合計経費で計算します。

フローチャート あなたはどの計算方式ですか？



第2章

共済制度と税金

保険医年金と税金

1 保険医年金加入と税金

Q1 保険医年金に加入するときに
税務上留意すべき点を教えて
ください。

A (1) 掛金を払い込んでいる間は、課税
関係は生じません。一時金もしくは年
金を受給したときに生じます。

(2) 月払・一時払の払込掛金は医業用の必要
経費にはなりません。ただし、掛金のうち保険
料に該当する部分は一般の生命保険料控除の
対象となりますので、確定申告（年末調整）の
際に年間最高5万円を所得から控除できます。

※生命保険料控除証明書は、毎年10月末から
11月にかけて加入者に送付される積立金通
知に添付されます。

※生命保険料控除は2010（平成22）年度税制
改正で取り扱いが変わり、2012（平成24）年1
月1日以降に契約した生命保険契約等につい
ては、控除の限度額が4万円に変更されてい
ますが、保険医年金は加入日にかかわらず旧
制度の適用で、最高5万円の控除です。

(3) 個人年金保険料控除は適用されません。

Q2 なぜ保険医年金の払込掛金は
個人年金保険料控除に該当し
ないのですか。

A 保険医年金は、非適格企業年金に分類
される団体年金（拠出型企業年金保
険）です。拠出型企業年金保険契約に「個人
年金保険料控除」を適用する場合には8つの
要件がありますが、保険医年金は、「保険料
払込期間及び年金支払期間が10年以上である
こと」、「確定年金の場合、年金開始年齢が60
歳以上であること」の要件に該当しないから
です。

2 一時金受け取りと税金

Q3 一時金として受け取った場合
の課税関係はどうなりますか。

A 掛金負担者が一時金として受け取った
場合、利息相当分が「一時所得」となり、
他の医業所得などと合算して課税されます。た

だし、一時所得には年間50万円の特別控除がありますので、その年度内の利息相当分の合計が50万円以内の場合は、申告しても課税されません。その金額が50万円を超える場合は、50万円を差し引いた残りの2分の1が課税対象となります。そこで他の所得と合算して申告しなければなりません。一時所得の計算は次の通りです。なお、支払調書は生命保険会社から税務署に提出されています。

$$\text{一時所得} = (\text{脱退一時金} - \text{掛金累計額} \times \frac{1}{2} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$

(※下記「一時金お支払い通知書」の累計払込掛金③)

保険医年金を一時金で受け取った場合の支払通知書

加入者には、下記のような通知書が送られます。(A - B) が一時所得の対象です。

年金共済 一時金お支払い通知書		2024年11月25日 (受託幹事会社) 大樹生命保険株式会社 様	
(受取人)		このたびご請求戴きました拠出型企業年金保険の一時金請求につきまして、次の通りお支払いいたしましたのでご通知いたします。	
〈契約内容〉			
団体番号	-000	団体名	保険医協会
制度名	保険医年金制度		
加入者番号	0000		
加入者名			
〈支払内容〉			
支払事由	減口		
支払事由発生日	2024年11月21日(支払処理日)		
支払口数	(月払) 口		
支払金額	6,504,141 円……④		
累計払込掛金	5,160,000 円……③		
累計払込保険料	5,108,400 円		

〈送金内容〉

支払日	2024年11月28日(口座着金予定日)
送金方法	銀行振込
送金口座	銀行 支店 普通—

— 一時金支払の課税について —

* ご加入者ご自身が保険料を負担されていた場合の課税は次の通りですので、確定申告の手続きをお取り下さい。

お支払事由	受取人	課税
死亡以外の事由による支払	本人(加入者)	所得税(一時所得)
	上記以外	贈与税
死亡による支払	加入者の法定相続人	相続税(相続)
	上記以外	相続税(遺贈)

* ご加入者以外の方が保険料を負担されていた場合につきましては、保険料負担形態等により課税が異なりますので、ご注意ください。
* 本通知は再発行いたしませんので、大切に保管して下さい。

* 裏面に記載のとおり、受取人さまの個人番号申告のご協力をお願いいたします。お手数ですが、お手続きについては当社までご照会ください。なお、ご案内が行き違いの場合は何卒ご容赦ください。

— お問合せ先 —

大樹生命保険株式会社
お客様サービスセンター (共済・財形)

※明治安田生命が事務担当会社の場合は、明治安田生命からの通知書です。

〈確定申告書第二表の記入例〉

○総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	④ 6,504,141 円	③ 5,160,000 円	④-③ 1,344,141 円

※特別控除額は50万円ですが、差引金額が50万円未満の場合は、差引金額を限度とします。

保険医年金一時金支払調書（例）

（税務署へ提出される）

令和 6 年分 生命保険契約等の一時金の支払調書									
保険金受取人	住所	トウキョウト チヨダク 1-2-3	氏名又は 法人番号	ホケンイ タロウ					
保険契約者等 （又は保険料等 払込人）	住所 所在地	トウキョウト チヨダク 1-2-3	氏名又は 法人番号	ホケンイ タロウ					
被保険者等		トウキョウト チヨダク 1-2-3	氏名又は 法人番号	ホケンイ タロウ					
保険金額等		増加又は割増保険 額	未払利益配当金等		貸付金額、同未収利息				
6,504,141									
未払込保険料等		前納保険料等払戻金	差引支払保険金額等		既払込保険料等				
			6,504,141		5,108,400				
保険事故等	減口	保険事故等の 発生年月日	6 年 11 月 21 日		(摘要) 累計払込掛金 5,160,000 (7 年 1 月 31 日提出)				
保険等の 種	非適格企業年金	保険金等の 支払年月日	6 年 11 月 27 日						
保険会社等	所在地	東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号							
	名称	大樹生命保険株式会社 (電話) 03-6831-8000		法人番号	60100001087220				
整理欄		①		②					

○個人番号又は法人番号 12桁を記載する場合に、右で記載します。

一時所得の発生年度は、振り込まれた年ではなく生命保険会社の送金手配日で判断

年末に保険医年金の一時金の解約手続きをとり、振込が翌年1月になった場合でも、前年の12月に生命保険会社が送金手配をしていれば、支払調書に送金手配をした日（保険事故発生日）を記入します。税務

署はこの保険事故発生日を一時所得の発生日と判断します。従って解約手続きを前年と翌年と2回に分けて行うときは注意が必要です。手続きの際、保険医協会・保険医会にその旨必ず御相談下さい。

3 年金受給と税金

Q4 年金として受給する場合、課税関係はどうなりますか。

A 1 年間に受け取る年金合計額のうち、利息に相当する金額が「雑所得」となり、他の医業所得などと合算して課税されます。

雑所得 = 年金年額（基本年金 + 増加年金）
- $\left(\text{年間基本年金受給額} \times \frac{\text{掛金累計額}}{\text{基本年金受給総額}} \right)$

雑所得の金額が年間25万円を超える場合は、その10.21%（所得税（10%）及び復興特

別所得税（所得税の2.1%相当額）が源泉徴収されます。確定申告の際に、源泉税額の合計額を所得税額から差し引きます。

※年金として受給の場合は年4回（5月に5月～7月分、8月に8月～10月分、11月に11月～1月分、2月に2月～4月分）に分けて支給されます。

年間の支払金額、必要経費（掛金額）、源泉徴収所得税額等は、1月中旬～下旬頃に大樹生命から各受給者に送付される「生命保険契約にもとづく年金のお支払内容報告書」で確認できます。確定申告の際に必要な大切な書類ですから、なくさないようにして下さい。